



2016年2月5日

各位

会社名 旭硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 島村琢哉
(コード番号：5201 東証第1部)
問合せ先 経営企画部広報・IR室長 小林純一
(TEL：03-3218-5603)

コーポレートガバナンス基本方針の制定について

旭硝子株式会社では、当社を中核とするAGCグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」を制定したのでお知らせいたします。

1. 「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」の概要

(1) 制定の目的

当社では、コーポレートガバナンス体制として監査役会設置形態を採用し、経営監視機能をさらに補強するため、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会および報酬委員会を設置しています。今般、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、当社を中核とするAGCグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」（以下、「基本方針」）を制定し、当社におけるコーポレートガバナンスを強化し、さらに充実させることにしました。

(2) 位置付け

「基本方針」は、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、方針を定め、当社のコーポレートガバナンスに関する個々の方針、規程や取決め等の最上位方針と位置付けます。

(3) 構成

「基本方針」の記載事項構成は、以下の通りです。

第1章 総則（位置付け、目的）

第2章 株主との関係（株主の権利・議決権の尊重、政策保有株式の検証・議決権行使等）

第3章 コーポレートガバナンス体制（基本的な考え方、取締役会の構成・役割・運営、社外取締役の会合、監査役の役割、社外取締役と監査役との会合、指名・報酬委員会の目的・役割、取締役会の実効性評価等）

第4章 情報開示とコミュニケーション（情報開示と透明性の確保、株主との対話）

第5章 制定・改廃

2. 開示先

「基本方針」は、東京証券取引所へ提出する「コーポレートガバナンスに関する報告書」と併せて、当社ウェブサイト (<http://www.agc.com/company/governance.html>) に掲載しています。

以上